

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和7年11月25日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ママのとまり木

3 代表者の氏名

奈良 かよ子

4 主たる事務所の所在地

津市藤方2204番地

5 定款記載の目的

この法人は、子育て家庭や里親家庭、子どもを取り巻く人々及び地域に対して、相談支援・居場所提供・緊急時の対応・地域の子育て支援の拠点となりうる活動等、子どもや家庭、里親等の支援に関する事業を行い、児童の幸せに寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和7年11月25日～令和7年12月9日

特定非営利活動法人 ママのとまり木 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ママのとまり木という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市藤方2204番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育て家庭や里親家庭、子どもを取り巻く人々及び地域に対して、相談支援・居場所提供・緊急時の対応・地域の子育て支援の拠点となりうる活動等、子どもや家庭、里親等の支援に関する事業を行い、児童の幸せに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの養育に関する相談支援事業
- (2) 子どもの居場所事業
- (3) 子育て世帯のショートステイ事業
- (4) その他、子育て世帯支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数

の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その

数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う

第 10 章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 奈良 かよ子
副理事長 加藤 慎也
副理事長 板倉 弓綺奈
理事 沼田 英士
理事 阪本 志保
監事 吉田 淳子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 3,000円
正会員年会費 2,000円
 - (2) 賛助会員入会金 2,000円
賛助会員年会費 1,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 ママのとまり木

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ナラ カヨコ 奈良 かよ子	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
副理事長	カトウ シンヤ 加藤 慎也		無
副理事長	イタクラ ユキナ 板倉 弓綺奈		無
理事	スマタ ヒデシ 沼田 英士		無
理事	サカモト シホ 阪本 志保		無
監事	ヨシダ ジュンコ 吉田 淳子		無

設立趣旨書

1 趣 旨

昨今の子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化は、大きなものがある。

社会的養護を必要とする児童の増加はもとより、家庭養育機能不全傾向を示す家庭も多く公的サービスだけでなく様々な形の支援策の充実が望まれている現状がある。

一般の子育てにおいても社会的養育においても、『愛着形成』の重要性が叫ばれ、子が親や養育者との健全な関係性を築くことが子の成長においての基盤となると考えられている。

然るに、年々家庭や地域の子育て力は変化する社会情勢と共に著しく低下傾向にある。

更に発達に課題を有する子どもの増加が、その傾向に拍車をかけており、養育自体の困難さから養育不全に陥るケースも増加している。

また里親も困難なケースに疲弊する状況が散見される。

相談支援や訪問事業、レスパイトなど仲間ならではのピアサポートを開催し、里親が不調に陥ることなく家庭養育の機能を存分に發揮できるようにとの願うところである。

そして何より、措置された子どもが、併せて市町の子育て支援策と県の担う社会的養護の狭間にある家庭へのきめ細かな支援の充実への一助となりたいと願うものである。

2 申請に至るまでの経過

社会的養護対象の児童の養育を里親・ファミリーホームとして長年担ってきたことを踏まえ、里親支援を第一にしながらも、広く地域の子育て支援に資する活動をきめ細かく提供し、地域の子育て拠点のひとつになりたいと考えた。

一般の子育ても社会的養育も、『愛着形成』の重要性が叫ばれ、子どもが特定の大人（親や養育者）との健全な関係性を築くことが成長においての基盤となると考えられている。

然るに、年々家庭や地域の子育て力は変化する社会情勢と共に低下傾向が著しく、きめ細かな支援が必要となってきている。

関わってきた市町のショートステイ事業を利用する家庭の状況は社会的養護対象者と近い状態像を呈しているケースが多い。

ファミリーホームの機能を地域社会に提供しつつ、制度の狭間にあるニーズに応える努力を重ねる活動を行いたい。

令和7年11月13日

特定非営利活動法人 ママのとまり木
設立代表者 氏名 奈良 かよ子

令和7年度事業計画書

(法人成立の日 ~ 令和8年 8月 31日)

特定非営利活動法人 ママのとまり木

1 事業実施の方針

子育て家庭や里親家庭、子どもを取り巻く人々及び地域に対して、相談支援・居場所提供・緊急時の対応・地域の子育て支援の拠点となりうる活動等、子どもや家庭、里親等の支援に関する事業を行い、児童の幸せに寄与することをめざす。

2 事業の実施に関する事項

(I) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数
子どもの養育に関する相談支援事業	子育て一般(母子) 社会的養育(里親)	随時	法人所在地	1人×4回 (延4人)	一般母子・里親子 (延5人)
子どもの居場所事業	不登校支援 学習支援	随時	法人所在地	2人×3回 (延6人)	一般児童・支援を希望する人 (延5人)
子育て世帯のショートステイ事業	ショートステイ(市事業外) 送迎事業	随時	法人所在地	1人×10回 (延10人)	一般母子 (延10人)
その他、 子育て世帯支援に関する事業	とまり木サロン ミニライブ・ミニ講演会 スイーツ作り等	1回	法人所在地	3人×3回 (延9人)	一般母子・里親子 (延30人)
	Mama Café 絵本・Caféコーナー開設 相談支援(母子一般・里親子)	月1回	法人所在地	2人×3回 (延6人)	一般母子・里親子 (延30人)

令和8年度事業計画書

(令和8年 9月 1日 ~ 令和9年 8月 31日)

特定非営利活動法人 ママのとまり木

1 事業実施の方針

子育て家庭や里親家庭、子どもを取り巻く人々及び地域に対して、相談支援・居場所提供・緊急時の対応・地域の子育て支援の拠点となりうる活動等、子どもや家庭、里親等の支援に関する事業を行い、児童の幸せに寄与することをめざす。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数
子どもの養育に関する相談支援事業	子育て一般(母子) 社会的養育(里親)	随時	法人所在地	1人×4回 (延4人)	一般母子・里親子 (延5人)
子どもの居場所事業	不登校支援 学習支援	随時	法人所在地	2人×3回 (延6人)	一般児童・支援を希望する人 (延5人)
子育て世帯のショートステイ事業	ショートステイ(市事業外) 送迎事業	随時	法人所在地	1人×12回 (延12人)	一般母子 (延10人)
その他、 子育て世帯支援に関する事業	とまり木サロン ミニライブ・ミニ講演会 スイーツ作り等	1回	法人所在地	3人×4回 (延12人)	一般母子・里親子 (延40人)
	Mama Café 絵本・Cafeコーナー開設 相談支援(母子一般・里親子)	月1回	法人所在地	2人×6回 (延12人)	一般母子・里親子 (延60人)

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から 令和8年 8月 31日まで

特定非営利活動法人 ママのとまり木

(単位:円)

科目	金額(円)
I 経常収益	
1. 受取会費	55,000
正会員受取会費	55,000
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	200,000
受取寄附金	200,000
3. 受取助成金等	0
受取民間助成金	0
4. 事業収益	42,500
事業収益(居場所)	1,500
事業収益(ショートステイ)	32,000
事業収益(その他)	9,000
5. その他収益	100
受取利息	100
雑収益	0
経常収益計	297,600
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	124,200
法定福利費	0
福利厚生費	0
人件費計	124,200
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	0
消耗品費	20,000
賃借料	0
研修費	0
通信費	3,000
印刷費	2,000
保険料	35,000
講師謝金	20,000
雑費	7,400

	その他経費計	87,400
	事業費計	211,600
2.	管理費	
(1)	人件費	0
	役員報酬	0
	給料手当	0
	法定福利費	0
	福利厚生費	0
	人件費計	0
(2)	その他経費	
	会議費	5,000
	旅費交通費	0
	消耗品費	2,000
	賃借料	0
	通信費	1,000
	印刷費	10,000
	保険料	0
	使用料	58,000
	雑費	10,000
	その他経費計	86,000
	管理費計	86,000
	経常費用計	297,600
	当期経常増減額	0
III	経常外収益	
1.	
	
	経常外収益計	
IV	経常外費用	
1.	
	
	経常外費用計	
	当期正味財産増減額	0
	設立時正味財産額	0
	次期繰越正味財産額	0

令和8年度 活動予算書

令和8年 9月 1日から 令和9年 8月 31日まで

特定非営利活動法人 ママのとまり木

(単位:円)

科目	金額(円)
I 経常収益	
1. 受取会費	33,000
正会員受取会費	33,000
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	250,000
受取寄附金	250,000
3. 受取助成金等	0
受取民間助成金	0
4. 事業収益	45,000
事業収益(居場所)	2,000
事業収益(ショートステイ)	33,000
事業収益(その他)	10,000
5. その他収益	100
受取利息	100
雑収益	0
経常収益計	328,100
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	147,600
法定福利費	0
福利厚生費	0
人件費計	147,600
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	0
消耗品費	22,000
賃借料	0
研修費	0
通信費	3,500
印刷費	2,000
保険料	35,000
講師謝金	20,000
雑費	10,000

その他経費計	92,500
事業費計	240,100
2. 管理費	
(1) 人件費	0
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	5,000
旅費交通費	0
消耗品費	2,000
賃借料	0
通信費	1,000
印刷費	10,000
保険料	0
使用料	60,000
雑費	10,000
その他経費計	88,000
管理費計	88,000
経常費用計	328,100
当期経常増減額	0
III 経常外収益	
1.	
.	
経常外収益計	
IV 経常外費用	
1.	
.	
経常外費用計	
当期正味財産増減額	0
前期繰越正味財産額	0
次期繰越正味財産額	0